

▶ 農地流動化情報 ◀

各集落や地区内における農地の利用調整で、売買契約、貸借契約に至らなかった土地について、広く対象者・対象農地を募ることを目的として、流動化の情報を公開しています。

下記で紹介する農地の詳細情報については、『農地情報台帳』として農業委員会事務局で閲覧できますので、お問い合わせください。

なお、ここで掲載する情報は、農地としての活用目的に限定された情報ですのでご了解ください。

○お問合せ先：農業委員会事務局 ☎ 34-3226

【売りたい】

【情報期間 平成 22 年 6 月現在】

No.	希望地	地目	筆数	面積
1	松本市大字島立（島立橋 西側）	田	2 筆	2 4 a
2	松本市大字島内（JR 大糸線梓川鉄橋南 250 m）	田	1 筆	3 0 a
3	松本市大字島立（島立出張所西側 500 m）	田	1 筆	3 4 a
4	松本市大字寿小赤（塩尻市境付近）	畑	2 筆	1 0 a
5	松本市大字刈谷原町（コンビニエンスストア南東 100 m）	田	1 筆	3 a
6	松本市大字中川（藤池町会国道 143 号線南東 500 m）	田	2 筆	1 2 a
7	松本市大字蟻ヶ崎（岡田配水地北東 60m）	畑	3 筆	1 9 a

【貸したい】

No.	農地の所在地	地目	筆数	面積
1	松本市大字岡田伊深（山浦公民館 周辺）	畑	5 筆	2 3 a
2	松本市大字岡田下岡田（塩倉池付近）	畑	1 筆	7 a
3	松本市大字原（女鳥羽中学グランド北側 50 m）	畑	1 筆	1 2 a
4	松本市神田 2（開成中学西側 300 m）	田	1 筆	8 a
5	松本市大字中山（中山小学校西 100 m）	畑	1 筆	1 0 a
6	松本市大字入山辺（宮原神社東一本橋北側）	田	2 筆	1 0 a
7	松本市大字岡田伊深（山浦公民館 付近）	畑	5 筆	2 3 a
8	松本市大字岡田下岡田（塩倉池付）	畑	1 筆	7 a

【借りたい】

No.	農地の所在地	地目	筆数	面積
1	松本市大字島内	田		
2	松本市大字梓川（島内付近）	田		
3	松本市大字島立	田		

※ 売買に関する買い手の方及び貸借契約における借り手の方については、経営耕作面積等の農家要件が必要となります。

▶ ダメですよ！ 違法転用 ◀

農地を農地以外に利用するときには、農地法による許可が必要です。

農地に家や倉庫を建てたり、駐車場や資材置場として利用したりする場合は、工事を始める前に許可を受けなければなりません。農地ではないと思っている土地でも、地目が農地として残っている場合がありますので、必ず確認をしてください。

農地の転用を計画される場合は、事前に農業委員または農業委員会事務局に相談してください。

許可なく転用してしまうと・・・

許可を受けずに農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などの必要な措置を命ずることができるほか下記のような罰則を適用する場合があります。

なお、違反転用については、農地法改正により県知事等による行政代執行制度が創設されました。

- 1 違反転用 3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金（法人は 1 億円以下の罰金）
- 2 違反転用に併う原状回復命令違反 3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金（法人は 1 億円以下の罰金）